

民法の思考フロー

第1 原告（訴状）

1 請求（主張）

訴訟の始まりは、「原告の被告に対する請求」（試験では「主張の当否」も問われ得る）

→「当事者」、「請求の趣旨」（民事訴訟法 133 条 2 項 1 号、2 号）を想定（厳密なものでなくてよい）

Ex1. 「被告は、原告に対し、金 1000 万円を支払え」

Ex2. 「被告は、原告に対し、乙建物を収去して甲土地を明け渡せ」

Ex3. 「1 被告と Z との間でなされた、甲土地についての財産分与は、これを取り消す
2 被告は、甲土地について、所有権移転登記の抹消登記手続をせよ」

2 法的根拠

原告の「請求」を基礎付ける「法的根拠」（条文、訴訟物）を特定

→当事者間に契約関係がある場合は、契約上の請求権を検討。当事者間に契約関係がない場合は、①物権、②法定債権（事務管理、不当利得、不法行為等）、③債権者代位権、④詐害行為取消権を検討

Ex1. 不法行為に基づく損害賠償請求権（709 条）

Ex2. 所有権（206 条）に基づく返還請求権

Ex3. 詐害行為取消権（424 条）

3 要件（請求原因事実）

当該「法的根拠」の「要件」を抽出し、その「全て」について要件該当性を検討（ただし、要件を 1 つでも充たさなければ効果は発生しない以上、充たされない要件があると考える場合は、論述を当該要件に絞るものもあり。逆に、全ての要件を充たすと考える場合は、全ての要件該当性について論述が必要）

→条文から要件を抽出する場合と、要件事実論で要件を抽出する場合を使い分ける

→論点の 90% は要件該当性をめぐる論点（残りの 5 % ずつが法的根拠と効果）

Ex1. ① 「故意又は過失」

- ② 「他人の権利または法律上保護される利益を侵害」
- ③ 「損害」
- ④ 「よって」 (因果関係) (709 条)

Ex2. ①原告が甲土地を所有していること

- ②被告が乙建物を所有して甲土地を占有していること

Ex3. ① 「債権者」

- ② 「債務者が債権者を害することを知っていた行為」
- ③ 「受益者…がその行為の時において債権者を害することを知らなかつたとき」
でないこと (以上, 424 条 1 項)
- ④ 「財産権を目的としない行為」でないこと (同条 2 項)
- ⑤ 「債権が…行為の前の原因に基づいて生じたものである」こと (同条 3 項)
- ⑥ 「債権が強制執行により実現することのできないもの」でないこと (同条 4 項)

4 効果

当該「法的根拠」の「要件」を全て充たす場合, その「効果」が原告の「請求」に対応しているか否かを確認 (自明すぎる場合は書かなくてよい)

Ex1. 「賠償する責任を負う」 (709 条)

Ex2. 所有権に基づく返還請求権 (建物収去土地明渡請求権) の発生

Ex3. 「取消しを裁判所に請求することができる」 (424 条 1 項本文)

- 「債権者は…債務者がした行為の取消しとともに, その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは, 債権者は, その価額の償還を請求することができる」
(424 条の 6 第 1 項)
- 「債権者は, 詐害行為取消請求をする場合において, 債務者がした行為の目的が可分であるときは, 自己の債権の額の限度においてのみ, その行為の取消しを請求することができる」 (424 条の 8 第 1 項)
- 「債権者は…受益者…に対して財産の返還を請求する場合において, その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは, 受益者に対してその支払又は引渡しを…自己に対してすることを求めることができる」
(424 条の 9 第 1 項前段)

第2 被告（答弁書）

1 反論（抗弁）

被告の「反論」を想定

Ex1. 過失相殺

Ex2. ①売買契約による所有権喪失, ②占有権原（賃借権）

2 法的根拠

被告の「反論」を基礎付ける「法的根拠」を特定

Ex1. 722条2項

Ex2. ①555条, ②601条

3 要件（抗弁事実）

当該「反論」の「要件」を抽出し, その「全て」について要件該当性を検討

Ex1. ①「被害者」, ②「過失」(722条2項)

Ex2. ①売買契約の成立=「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し, 相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること」(555条)

②⑦賃貸借契約の成立=「当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し, 相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約すること」(601条)
①⑦に基づく「引渡し」

4 効果

当該「法的根拠」の「効果」が被告の「反論」に対応しているか否かを確認

Ex1. 「裁判所は, これを考慮して, 損害賠償の額を定めることができる」(722条2項)

Ex2. ①「物権の…移転は, 当事者の意思表示のみによって, その効力を生ずる」(176条)

②所有権に基づく返還請求権の行使を阻止

第3 原告（第1準備書面）

再反論（再抗弁）→法的根拠→要件（再抗弁事実）→効果

第4 原告（準備書面(1)）

再々反論（再々抗弁）→法的根拠→要件（再々抗弁事実）→効果

⋮

補論 実際の訴訟と答案の違い

実際の訴訟では、当事者の主張反論が尽くされてから裁判所が判断する（判決を書く）が、答案では、「請求（主張）→法的根拠→要件→効果」、「反論→法的根拠→要件→効果」の枠組みで1つ1つ検討する中で結論が出ててしまえば、それ以上検討する必要はない